

見 積 合 せ 説 明 書

- 1 見積書（別紙様式1）には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 見積年月日
 - イ 見積参加者の住所、氏名及び印（省略可※）（法人の場合は、その住所、名称又は商号、代表者（職）・氏名及び印（省略可※））
 - ウ あて名（盛岡広域振興局長）
 - エ 見積金額
 - オ 品名、メーカー・型式、数量及び納期
- 2 代理人が見積を提出する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状（別紙様式2）を見積合せ執行前に提出すること。
 - ア 委任者の住所、氏名及び印
 - イ 委任事項
 - ウ 受任者の氏名及び印（省略可※）
- 3 初回の見積で決定しない場合は、直ちに再度見積合せを行うものとする。
- 4 落札者となるべき同額の見積をした者が2名以上いる場合は、くじで決定する。
- 5 郵送による見積りは、認めない。また、参加者が指定した時間までに参加しない場合は、当該見積を辞退したものとして取扱う。
- 6 提出した見積書は、如何なる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。
- 7 次の見積は無効とする。
 - ア 見積金額が判別できない場合
 - イ 見積書に記名・押印（省略可※）がなく、本人が確認できない見積書を提出した場合
 - ウ 無資格者又は無権代理人が見積した場合
 - エ 見積金額を訂正した場合
 - オ 見積件名の表示に重大な誤りがある場合
 - カ 郵送により見積書が提出された場合
 - キ その他見積に関する条件に違反して見積した場合
- 8 見積辞退者が多数生じ、見積合せの趣旨が失われると認められる場合には、見積合せを取りやめることがある。
- 9 見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額（税抜）を記載すること。
- 10 落札決定金額は、見積書に記載された金額に100分の110を乗じた金額（税込）とし、円位未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた金額をもって契約金額とする。

※ 押印を省略した場合は写真付きの身分証明書（運転免許証等）により本人確認を行います。

注) 別添の見積書及び委任状は参考のために示しているものであり、内容が具備されていれば、他の書式でも可とします。また、照会があった場合は、落札者以外の見積価格も公表することとしておりますので、ご了承願います。